

医療安全管理指針

公益社団法人有隣厚生会東部病院

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

当院では組織的な医療事故の防止について検討し、エラーを誘発しない環境や、起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体として整備し、患者が安心して良質な医療を受けられるような環境を構築する。

組織的な医療事故等防止対策の手段として、「リスクマネージメント」の考え方を導入し、リスクの把握・分析・対処・評価のプロセスが継続するようなシステムを構築する。そのためには、発生したエラーについてはこれを隠蔽することなく、積極的に報告できる職場環境を確立し、報告されたエラーを教材として分析し、現場へフィードバックすることで再発の防止と医療事故に繋がらない体制を整える。

- (1) 組織として医療安全に取り組む
- (2) 職員が医療安全に取り組む環境を整備する
- (3) 患者・家族と共に取り組む
- (4) 患者相談窓口の設置
- (5) 医療安全管理指針の閲覧

2. 医療安全管理体制の整備

(1) 医療安全管理者の配置

医師、薬剤師または看護師等のいずれかの資格を有する者で、病院長の方針や医療安全管理委員会で協議・検討した事故に沿って、病院内組織全体の医療安全管理を担当する。

(2) 医療安全管理部門の設置

委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の安全管理対策を総合的に企画し実施する。

3. 報告体制の整備

医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とする目的としており、報告者はその報告によって何ら不利益を受けないことを確認する。具体的には、

①当院内における医療事故や危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定すること、②これらの対策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる情報を院内全体から収集することを目的とする。これらの目的

を達成するため、全ての職員は医療事故等の報告を行うものとする。

4. 医療安全管理のための職員研修

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底させることを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、病院全体の医療安全を向上させることを目的とする。研修計画に基づき、年に2回程度、全職員を対象として医療安全管理のための研修を定期的に実施する。

5. 患者相談窓口の設置

院内に、患者及び家族並びに利用者からの疾患に関する医学的な質問や、生活上及び入院上の不安等の様々な相談に対する窓口を設置する。

2025年4月1日

公益社団法人有隣厚生会東部病院 院長